

泉州国賠つうしん ● 臨時号



●かへから寒くなつておまつた。お変わりありませんか? ほのかのほ腹痛と右腕の腱鞘炎とで少々難儀しています。泉州さんは箸も持てないほどやけい「私はなんとか大丈夫や。」●二〇年以上も前、釜のねのやんかい『神聖喜劇』をすすめられた。おもしろいのにむずかしくて、全部読みきれなかつた。泉州さんと面会するようになつて、監獄と軍隊が重なつて見えるから、もういちど挑戦。五年かかつて、やつと五巻まで。●大西巨人さんが、戦前のプロレタリア文学の「神々」がいならぶ新田次で、「新日本文学会は軍隊のむたる」とこぼした——ところ話をいま電話で聞いて、笑つていたところ。●岐阜の獄舎で、泉州さんはひとり『神聖喜劇』を読んでいたところ。●「ハハコノ」呂弔を八月六日に出したきり音沙汰なしですみません。第一回公判(八月二十九日)の報告と第一五回公判の告知をせなあかんから、一月の初めには「つらしつ」五号がでているはずやつたけど、じつは次回期日がまだ決まっていないのです。いつたゞどうなつてゐんや? と心配されていふ方もいると思って、急ぎよ臨時号をつくりました。(風)

次回口頭弁論のゆくえ

第一四回の公判で、「面会不許可」にした浦寛美刑務所長の証人申請と、泉州さん他原告六人の、法廷での尋問申請をしました。

浦寛美所長の証人申請は「本件の争点とは無関係である」とされて認められなかつたけど、泉州さんにについては、「合議します」と言つて、三人の裁判官は扉の裏に姿を消した後で——「裁判所として、尋問は裁判所で実施するのが原則だと考えたとしても、裁判所に泉州を出頭させない。刑務所として一切協力に応じない。刑務所で行なう際には他の原告らを入れない」との上申書がでているため、裁判所での実施は望めそうもない。

したがつて、刑務所で行なう際には原告たちも立ち会いできるよう、裁判所が刑務所と交渉する。ただし、原告泉州と他の原告らとは直接のやりとり(尋問等)はできない、ということでお妥協させてほしい」と。私たちには裁判所の提案を承諾しました。

刑務所をなんとか説得してみるという裁判官の発言は、口先だけではなき、うに思いました。

一一月一日。原告・弁護団会議で、泉州さんに質問しても話しました。私は、直接やりとりできなくても、泉州さんと同じ原告席に座っている場面を想像していました。

そして、一一月五日。裁判官は、岐阜地裁に被告指定代理人を呼んで、再度説得を試みました。

ちょっとばかり期待してたけど、刑務所側は「前例を作ることになるので、原告同席での泉州の尋問には応じられない」とのすげない回答。山下幸夫弁護士から、裁判官は刑務所に対して命令権はないのです——ときいてびっくり。

これを受けて、裁判所から「次回期日は、原告からの意見を聞きたいが、わざわざ裁判所に来てもらう必要はないので

電話会議の方法で実施したい」旨の連絡があり、本来なら口頭弁論の可能性があつた一月一四日の三時、電話でやりとりしましようということになったのでした。

以下、安田好弘弁護士からの報告。

* *

本日(11/14)午後三時より、電話による裁判所との進行協議(約二〇分)。

国側の代理人は裁判所に、山下・安田は安田の事務所で、電話回線で三者協議。

①刑務所の担当者と打合せをした。

②刑務所の拒否する理由は、

(1)当事者が同席して裁判する」とは、面会禁止の処分の趣旨に反する。

(2)裁判を起しけば、刑務所の中で一緒に裁判ができるという先例を作ることになり、同様の裁判を誘発させる。

(3)弁護士が代理人としてついているから、原告本人らにとつて不利とならない。

③裁判所は、原告本人は発言しないという約束を得ているから協力してもらいたいと説得したが駄目であった。

二、弁護人

了解できない。同席が可能であるというので、妥協したが、それが実現しないなら妥協する必要はない。

改めて、岐阜地裁で尋問をすることを求める。

警備上の問題はない。日本赤軍が身柄を奪還する」ともない。泉州さんが逃亡を企てることもない。

法廷で尋問できないはずがない。

三、裁判所

国側の意見はどうか。

四、国

従前と同じ。

五、弁護人

泉水さんの裁判を受ける権利という憲法上の問題を含んでいます。改めて、法廷で行なうよう意見書をだすので、裁判所にその是非を判断してもらいたい。

六、裁判所

了解した。

七、結論

一二月五日までに弁護人の意見書を提出。

一二月二十五日、午後四時、電話による進行協議。

——というのがこの間の経緯です。

要するに、今月の二五日にならないと、次回公判についてはわからないのです。決まりしだいお知らせします。

これからますます寒くなるし、みんな東京や大阪や滋賀や……と、遠いところから高い電車賃つこて来てくれてはって頼みにくいやけど……でも、でも傍聴同伴お願いします。

山下弁護士が言われるは——傍聴人が居るか居ないかで裁判官の言葉遣いもまるで違うそうや。なるほど、裁判所はちゃんとやっている、ということを見せなあかんもんな。

民事は口頭弁論いうても、民事は法廷では弁論なしの書類のやりとりだけ、一分くらいで終る。傍聴人がいるのはめずらしくらい。

それが、この泉水国賠では、毎回かなりの傍聴人が一席一席を埋めている。その、裁判官と対峙している「眼力」が圧力となつて、裁判官の心証に影響し、刑務所を説得せんと動いてくれたんやないか。（結果は駄目やつたけど。）

泉水さんの手紙から

● 泉水さんは、また懲罰をくらっています。

容疑事実の事犯名は「物品等不正使用」。でも、そのなか

みを聞いてびっくり！ 開いた口がふさがりません。

泉水さんがいつも使用している国語辞典は、二五年くらい前に購入したもので、だんだんケースの角が破損てきて、補修補強をくりかえしていました。

最近は、訴訟用として使用が許可されたインデックスシール（付箋）が大量にあまつてるので、そのシールを使って補修した。

それから、郵送された「キタコブン」の封筒を半切りして、小物入れ（切手入れ等）としても使っていました。しかし、居室点検のときには、補修した辞書のケースや私製の小物入れを見られても、これまで一度たりとも不正の指摘や注意をされたことはなかつたのです。

● 一〇月二八日、泉水さんはその「物品等不正使用」によって、「戒告懲罰。無事故一年の剥奪」の宣告を受けたのでした。処遇部長は「社会においては、ものを大切にして長く使うということで修理、補修することは当たり前なことであるが、刑務所ではそうしたことを許しては、次々と際限なく広がつてゆき、管理上当然支障がでるから、規制が設けられている」と、懲罰を言渡したのだそうです。

● 一月九日の手紙では、さらに追い打ちをかけるように、「軽屏禁ではなかつたので、そのまま工場に戻つて就業をつづけています。戒告処分であつても懲罰にかわりなく、特に私にとっては今回もまた無事故の剥奪が痛い結果です。積み上げては奪われの連續が、この一九年間でした。」（無事故五本を獲得しなければ仮釈放の対象にならないのです。）

「……此処まで書いてきた処で、また新たな問題が発生しました。今は一月四日午後八時過ぎ頃です。私はこの手紙を書くにあたつても、部分的に下書きをしていますので、その用紙（便箋で書き損じたものを使用）を見ながら書いています。夜勤担当の若い職員に、その用紙を物品不正使用ということで、摘発され、持つて行かれた次第です。夜勤部長への報告証拠物としてです。」というのです。

「当所では特にこの四・五年、何でもかでもとにかく懲罰の対象とする傾向になつており、年ごとに強まつている状況です。節電、節水、交談、脇見、今年に入つてからの物品の不正使用 etc...」

それまで、部長注意、若しくは訓戒であつたものが、いまは懲罰対象に、それも明らかに、うつかりミスといつたここまで、その違反の内容も考慮されずに、一律に違反とばかりに……懲罰対象です。

それはもう嫌がらせ、意地悪、いじめの横行といつて過言でない状況。それもすべて従来の状態から、より厳しく規律を設けた上で、なお細かいことにまで、正に箸の上げ下げから、重箱の隅をほじくるたとえ通りのものとなつていてる実状にあります。」

「一月七日（金）取調べがあり、来週早々に審査会が行なわれると思います。」

もう結果が出てるはずやけど、まだ知らせはきていません。軽屏禁なら手紙も出せないので。（一月一四日記）

● その後に届いた泉水さんの手紙（一月一七日発信）によると――

「物品不正使用（便箋）の取り調べの結果は、統括官訓戒处分とのことでした。したがつて、今回は懲罰ではないのです。事故の対象としての処分には変わりありません。」

仕事は引きつづき第四工場で就業しています。」

懲罰でなくてよかつた、けど……。

余白に

「日本国憲法」

第三章 第一 条 【基本的人権の享有と性質】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。第三章 第三十二条【裁判を受ける権利】

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

泉水国賠つうしん●臨時号

発行日 二〇一四年一二月三日